裁判所による3つの命令の創設

- 開示請求について、事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、新たな裁判手続(非訟手続)として、裁判所による3つの命令を創設。
- コンテンツプロバイダ(電子掲示板管理者、SNS事業者等)に対する開示命令の申立てと経由プロバイダ(通信事業者等)に対する開示命令の申立てについて、一体的に(併合)審理し、一つの手続きにより開示可能とするため、提供命令を規定。

提供命令(法第15条)

- ▶ 二段階の裁判手続に係る課題(コンテンツプロバイダとの裁判中に経由プロバイダの保有する発信者情報が消去されるおそれや、同一の要件の審理を二回行う必要があること)に対応するため、開示関係役務提供者に対する、以下の命令を可能としたもの。
- i. 保有する発信者情報(例: IPアドレス・タイムスタンプ)により特定される他の開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)の氏名等の情報を申立人に提供すること※(→これにより、申立人は、二段階目の相手方を知ることができる。)
- ii. 申立人から、i でその氏名等を提供された他の開示関係役務提供者に開示命令を申し立てた旨の通知を受けた場合、保有する発信者情報(例: IPアドレス・タイムスタンプ)を当該他の開示関係役務提供者に提供すること(→ これにより、当該他の開示関係役務提供者は、開示命令の申立てに係る発信者情報の保有の有無の確認等が可能となる。)。

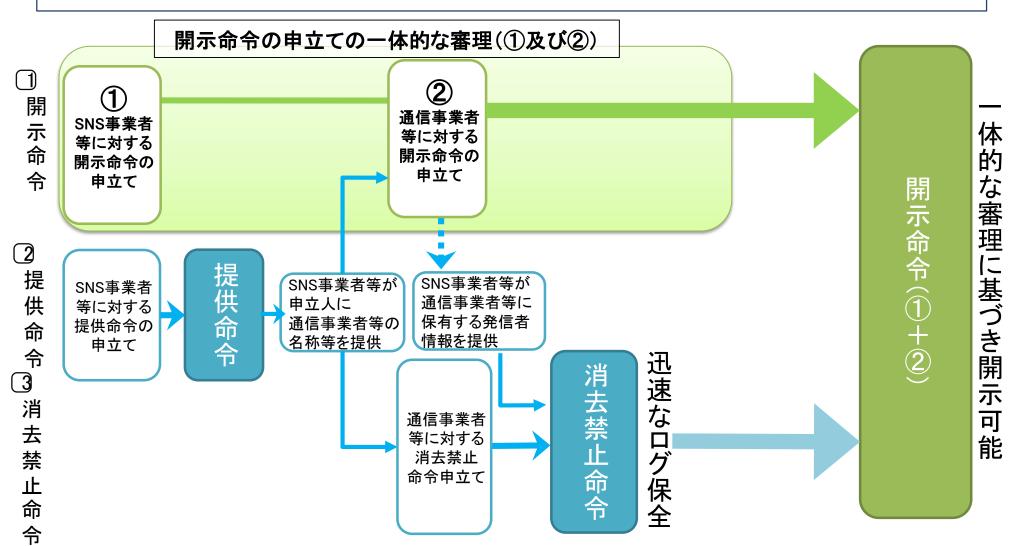
※ 名称等が明らかにならなかった場合にはその旨

提供命令を受けた開示関係役務提供者は、以下の①及び②の対応を行うことが必要になる。

- ①他の開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)の i 氏名又は名称及び ii 住所 (氏名等情報)を特定して申立人に提供すること
- ②他の開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)に対して、保有する発信者情報を 提供すること

(参考) 新たな裁判手続における3つの命令の関係について

- 新たな裁判手続(非訟手続)により、SNS事業者等に対する開示命令の申立てと通信事業者等に対する開示命令の申立てについて、一体的に(併合)審理し、一つの手続きにより開示可能とする。
- SNS事業者等に対する開示命令に先立って、通信事業者等に対する申立てを可能とするとともに、開示命令までの間に該当するログの迅速な保全を可能とするために、新たに提供命令及び消去禁止命令の申立てを規定。



① 他の開示関係役務提供者の氏名等情報の特定

i. 氏名又は名称の特定

- 提供命令を受けたコンテンツプロバイダにおいて請求の対象となる通信に係るログを特定した後、当該ログの送信元IPアドレスについて、一般的に用いられる技術的な方法を用いて対象となる通信を媒介した開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)の氏名又は名称を確認する。
- 具体的には、インターネット上において、各プロバイダに割り当てされている IP アドレスは、データベースとして管理されており、このデータベースにアクセスを行うことによって、経由プロバイダの氏名又は名称を特定することができる。当該データベースに具体的にアクセスする手段として WHOIS・RDAP などのプロトコルが存在しており、そのプロトコルに基づいてネットワークコマンドツールや WEB 上の検索ツールが存在する。
- ※ コンテンツプロバイダがログを特定し、経由プロバイダの名称等の特定を行った上で、提供命令に基づく情報の提供を行わないと手続が進行しないため迅速に対応が行われることが望ましい。
- ※ なお、JPNICが提供する検索ツールにおいては、以下のページに具体的な調査方法が記載されている。 JPNIC https://www.nic.ad.jp/ja/whois

<WEB検索ツールの例>

※ 有償から無償まで様々なWEB検索ツールが存在する。

Web検索ツール	サイトURL
ICANN LOOKUP	https://lookup.icann.org/en
JPNIC WHOIS Gateway	https://whois.nic.ad.jp/cgi-bin/whois_gw

① 他の開示関係役務提供者の氏名等情報の特定

ii. 住所の特定

- whois検索等により判明した他の開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)の名称から、 主として、以下のような方法により当該開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)の住所を調 査することが考えられる。
 - 国税庁の法人番号公表サイトの確認
 - 登記の取得(法務局での登記の取得、「登記ねっと」を利用した登記事項証明書(紙媒体)の取得)
 - 登記情報の確認(「登記情報サービス」による登記事項を記録したPDFデータの取得)
 - ※ その他、該当社の**HP**等において住所の確認を行うことも考えられるが、正確性、最新性の確保に留意が必要。
- ※ 当該他のプロバイダの連絡先を知っている場合などには、当該他のプロバイダに直接問い合わせる方法も想定される。

く参考サイト>

住所調査が可能なサービス	URL
国税庁 法人番号公表サイト	https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
登記ねっと	https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/
登記情報サービス	https://www1.touki.or.jp/gateway.html

① 他の開示関係役務提供者の氏名等情報の申立人への提供

● 提供命令を受けた開示関係役務提供者(主にコンテンツプロバイダを想定)は、特定の結果に従い、申立人に対し、他の開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)の氏名又は名称及び住所 (氏名等情報)等を提供する。

提供する情報

- 他の開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)の氏名等情報を<u>特定できた場合</u>は、 当該氏名等情報を申立人に提供する。
- ① 他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報 (施行規則 7条で定める情報)を保有していない場合
 又は
 - ② 保有している発信者情報によっても他の開示関係役務提供者の氏名等情報を特定することができない場合

には、それぞれその旨を申立人に対して通知する。

申立人に対する提供方法

- 書面又は電磁的方法(電子メールの送信、記録媒体の交付、自社で自らサーバを用意して運営するオンラインストレージ)のいずれかの方法により提供する。
 - ※ 申立人と調整のうえ、各社の判断で適切な方法を選択することが望ましい。

② 他の開示関係役務提供者への発信者情報の提供

● 提供命令を受けた開示関係役務提供者(主にコンテンツプロバイダを想定)は、**提供命令に従い、他の** 開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)に対して、保有する発信者情報(IPアドレス 等)を提供する。

提供の条件

● 提供命令を受けた開示関係役務提供者(主にコンテンツプロバイダを想定)は、<u>申立人から①で特定した他の開示関係役務提供者(主に経由プロバイダを想定)を相手方として開示命令の申立てをした旨の通知を受けた場合には</u>、提供命令に従って、当該他の開示関係役務提供者に対して自らが保有する発信者情報(IPアドレス等)を提供する。

他の開示関係役務提供者に対する提供方法

- **書面又は電磁的方法**(電子メールの送信、記録媒体の交付、自社で自らサーバを用意して運営するオンラインストレージ)のいずれかの方法により提供する。
 - ※ 提供先の開示関係役務提供者と調整のうえ、各社の判断で適切な方法を選択することが望ましい。